

「要介護」認定者は障害者控除を受けられます

市から送られた「認定書」を添付すれば、所得税・住民税が安くなります

小規模修繕契約希望者の登録申請がはじまりました

この制度は、市の施設の破損ガラスの取替、建具の修理、水漏れ修理や街路灯の交換など、小規模な修繕を市内の零細業者をお願いするための制度です。

従来、行政が発注する工事などを受注するは、厳しい入札参加資格が必要でした。しかし例えば「保育園の修繕は、近所の大工さんが来て直す」というように、『地域の力』をもちとっと生かす必要があります。数年前に、「小規模な修繕は地域の業者に」と上越民主商工会と日本共産党議員団とが協力して、市と話し合い、そして実現した制度です。

「建設工事入札参加資格」を有しない事業者と個人が対象で、申請して登録すると50万円以下の簡単な修繕を受注できるようになります。

市契約課と各区の総合事務所で、3月14日まで受け付けています。

日本共産党上越市議員ニュース

No. 79 2007年2月4日
 連絡先 杉本敏宏 524-3787 (東本町5)
 樋口良子 544-6802 (中門前3)
 橋爪法一 548-3628 (吉川区代石)
 事務局長 上野公悦 530-2203 (頸城区中柳町)



日本共産党の提起で前進

「要介護認定者の障害者控除」は、日本共産党新潟県委員会が先駆的に取り組んできた制度です。01年11月の政府交渉で、こうした制度があることを確認し、自治体での取り組みを働きかけてきました。そして02年8月には厚生労働省が「通知」を発し、認定についての基準を示したのです。

上越市では「認定書」を送付

上越市議会では樋口良子議員が、早速01年10月議会の一般質問で取り上げました。木浦市長は、「従来からあった制度だが、充分生かされていなかった。高齢者を初め、障害者や子供など、すべての市民の幸せを願いながら福祉の充実のために努力する」と答弁し、翌年一月から、対象者に「認定書」(左図)が送付されることになりました。

公明党が国会で妨害質問

こうした市町村の取り組みに水をさし、妨害したのが公明党です。上越市などが「認定書」を送付していることをやり玉にあげ、02年4月8日の国会で質問したのです。それを契機に、多くの自治体で「認定書」発行を躊躇する事態になっています。どこでも住民生活をかえりみない政党なのですね。

障害者控除対象者認定書

上越市 平成 年 月 日

上越市社会福祉事務所長

下記の者を、所得税法施行令(昭和40年政令第56号)第10条及び地方税法施行令(昭和55年政令第245号)第7条又は第7条の15の8に定める 障害者・特別障害者として認定する。

申請者	住所	氏名	性別	生年月日
対象者	住所	氏名	性別	生年月日
障害理由	(1) 知的障害者(軽度・中度)に準ずる。		(2) 身体障害者(3級~6級)に準ずる。	
	(1) 知的障害者(重度)に準ずる。		(2) 身体障害者(1級、2級)に準ずる。	
	(3) 要介護者			

注: 申請者は対象者の障害事由の変更・消滅が生じた場合、すみやかに認定を受けた市長等長官等にその旨を報告しなければならない。